

(別冊資料) 区からの報告事項

| No. | 資料名                          | 担当課      | ページ   |
|-----|------------------------------|----------|-------|
| ①   | たすけあいネットワーク制度運用の見直しについて      | 保健福祉部管理課 | 1～4   |
| ②   | 杉並区区立施設再編整備計画(第一期)(素案 抜粋)    | 企画課      | 5～8   |
| ③   | 重度知的及び重度身体障害者グループホーム等の整備について | 障害者生活支援課 | 9     |
| ④   | 重度知的障害者通所施設の整備について           | 障害者生活支援課 | 10    |
| ⑤   | サービス等利用計画の作成状況等について          | 障害者施策課   | 11    |
| ⑥   | 杉並区の虐待防止に関する取組状況について         | 障害者施策課   | 12    |
| ⑦   | 第3期障害福祉計画にかかる見込み量と目標数値について   | 障害者施策課   | 13～15 |
| ⑧   | 杉並区障害者の日常生活・社会とのつながり等実態調査集計  | 障害者施策課   | 16    |

※この資料は、10月22日に開催された第2回障害者福祉推進協議会において区から説明・報告したもので、地域自立支援協議会委員の皆様にも情報提供させていただきます。資料内容について不明な点は協議会当日に質疑の時間を設けますのでよろしく願います。

# たすけあいネットワーク制度運用の見直しについて

## 災害時要援護者対策協議会 第三部会検討のまとめ

### 現状と課題

- たすけあいネットワークの登録者数は、本格スタートした平成19年12月で1,523名だったが、平成25年6月には約8,300名と約5倍以上増加している。
- 要援護者の登録事由や障害の内容や程度、要介護状態等に大きな幅があり、発災時に住所順に記載された登録者台帳から、真に避難行動支援等を必要としている要援護者を直に見出し難い状況にある。

### 検討結果

#### 1 登録者の状態・ニーズに応じた2つの支援区分の設定

- 発災後速やかな避難行動支援が必要となる者（仮称・避難行動要支援者）
- 避難行動支援の必要性は高くない者（仮称・避難生活支援者）

#### 【個別避難支援プラン作成に関する見直し】

##### (1) 個別避難支援プラン作成の考え方

登録者の約2割の個別避難支援プラン作成が済んでいない現状にあるため、当面は「仮称・避難行動要支援者」を優先して、個別避難支援プランを作成する。

##### (2) 介護支援専門員（ケアマネージャー）・障害者相談支援専門員等との連携体制づくり

「仮称・避難行動要支援者」の個別避難支援プラン作成について、ケアマネージャー等の協力が得られるよう関係機関と調整する。

##### (3) 個別避難支援プラン情報の登録者台帳への反映

登録者台帳の「支援内容等」欄の表示を現在の100文字を可能な範囲で増やすことにする。

##### (4) 個別避難支援プランの様式の変更

今回、第三部会で検討された「仮称・避難行動要支援者」と「仮称・避難生活支援者」について、個別避難支援プランの様式に加える。

## 2 発災時を想定した要援護者支援体制づくりの推進

### 【震災救援所における登録者台帳の活用】

各震災救援所において、平常時に、発災時をシュミレーションし、実効性ある避難支援計画の策定や訓練等を行っておく必要がある。そのために、登録者台帳が活用できるよう、町会・自治会を含む震災救援所連絡会の構成団体が個人情報取扱い研修を積極的に受講することを推進する。

### 【先駆的取組み事例について】

要援護者支援体制について先駆的な取り組みを行っている震災救援所の事例を新しい方針に基づいた支援計画の見直しの際などの参考として、震災救援所運営連絡会会長・所長会等を通じて紹介し、地域の実情に合った支援体制づくりを推進する。

### 検討結果の扱いについて

- ① これまでの検討結果を踏まえて、地域防災計画へ反映させる。
- ② 「1 登録者の状態・ニーズに応じた2つの支援区分の設定」については、25年度中に検討し、平成26年度から順次実施する。
- ③ 「2 発災時を想定した要援護者支援体制づくりの推進」については、早急に取り組む。

# 災害時要援護者の避難行動支援の必要度による区分け

- ※ 減災の観点から、発災時に要援護者が自力で危険回避や避難行動が可能であることを基準に以下の区分けを行い、これを登録者台帳に記載し発災時の速やかな対応に備える。
- ※ 「避難行動要支援」とは、危険回避及び避難に必要な行動への支援をいう。「避難生活支援」には、自宅避難者への支援を含む。
- ※ なお、この基準はあくまでも目安であり、実態が優先する。

|  | 仮称・避難行動要支援者<br>(発災後速やかに避難行動への支援が必要)   | 仮称・避難生活要支援者<br>(避難行動支援の必要性は高くない)                                    |
|--|---|---|
| 要援護者の状態像   | 心身の障害や加齢等により、災害発生情報の収集、危険性の察知や避難の必要性の判断、避難行動を起こす、他者に助けを求める等のいずれかに問題があり、自力による避難行動が非常に困難又は不可能であるため、その支援が必要となることが想定される。  | 心身の障害や加齢による心身機能の低下はあるが、避難に必要な左記の一連の行動を自力で行うことができると想定される。            |
| 支障の特徴<br>(災害情報の入手・危険性判断、危機回避、移動、コミュニケーション、避難生活維持等) | ※以下のいずれかに該当する。<br>① 災害情報の把握、理解、危険性の察知や判断力に問題があり、危険回避や避難行動を起こせない又は避難が遅れる。<br>② 危険性の察知や判断はできるが、身体機能や体力の問題で移動が困難なため、自力による避難行動ができない又は遅れる。<br>③ コミュニケーションや対人関係に支障があり、避難行動の支援や救助が必要となった場合に、意思伝達や他者に救助を求める行動ができない又は困難。                             | 左記のいずれにも該当しない。  |
| 必要となる支援の内容   | 【安否確認＋避難行動支援＋避難生活支援】<br>① 災害発生情報を速やかにわかりやすく説明し、避難の必要性を理解させ、迅速な避難行動につながるよう支援する。<br>② 心身の状態に応じて、避難行動に必要な移動等の直接的な避難の支援を行う。<br>③ 必要に応じて家族・関係者等へ連絡、適切な避難先の選択及び連絡、介護や日常生活必需品の確保又は手配等。<br>上記のほか、安否確認及び避難生活で当面しているニーズの把握、避難生活維持に必要な生活必需品・食糧・水等の供給等。 | 【安否確認＋避難生活支援】<br>安否確認及び避難生活で当面しているニーズの把握、避難生活維持に必要な生活必需品・食糧・水等の供給等。 |
| 該当者(目安)  | ・ 要介護認定「要介護3・4・5」<br>※「3」は個別的な考慮が特に必要。<br>・ 身体障害「1級～2級」<br>※障害種別、部位別等の考慮が必要。<br>・ 愛の手帳「1・2度」<br>・ 精神保健福祉手帳「1・2級」<br>・ 人工呼吸器使用者等、医療依存度が高い在宅療養者。  | ※左記以外の要介護認定者又は障害者福祉手帳所持者及び希望者。                                      |

平成25年9月期 地域のたすけあいネットワーク(地域の手)

登録状況の内訳

(災害時要援護者原簿 登載者数内訳)

平成25年9月2日

| 学校名    | 民協地区      | 原簿登載者数 |          | 登録者数 |     | プラン提出数 |
|--------|-----------|--------|----------|------|-----|--------|
|        |           | 計      | 施設入所(内数) | 9月   | 6月  |        |
| 杉並第一小  | 阿佐谷       | 488    | (36)     | 135  | 137 | 105    |
| 杉並第二小  | 成田        | 311    | (5)      | 101  | 110 | 90     |
| 杉並第三小  | 高円寺中央     | 363    | (3)      | 99   | 104 | 93     |
| 杉並第四小  | 高円寺       | 276    | (1)      | 98   | 105 | 74     |
| 天沼小    | 天沼        | 595    | (13)     | 215  | 214 | 159    |
| 杉並第六小  | 高円寺       | 532    | (7)      | 166  | 173 | 133    |
| 杉並第七小  | 阿佐谷       | 374    | (2)      | 151  | 151 | 111    |
| 杉並第八小  | 高円寺中央     | 497    | (4)      | 142  | 147 | 124    |
| 杉並第九小  | 阿佐谷・天沼    | 566    | (12)     | 192  | 195 | 166    |
| 杉並第十小  | 和田堀・高円寺中央 | 313    | (1)      | 151  | 149 | 132    |
| 保育室若杉  | 天沼・荻窪     | 426    | (20)     | 118  | 126 | 79     |
| 西田小    | 成田・荻窪     | 244    | (4)      | 97   | 102 | 81     |
| 東田小    | 成田        | 313    | (1)      | 123  | 123 | 109    |
| 馬橋小    | 高円寺       | 417    | (3)      | 169  | 173 | 158    |
| 桃井第一小  | 荻窪・井荻     | 684    | (11)     | 252  | 261 | 211    |
| 桃井第二小  | 荻窪        | 545    | (6)      | 196  | 205 | 178    |
| 桃井第三小  | 荻窪        | 389    | (9)      | 181  | 186 | 152    |
| 桃井第四小  | 井荻        | 414    | (25)     | 173  | 176 | 149    |
| 桃井第五小  | 下井草       | 327    | (4)      | 136  | 143 | 135    |
| 四宮小    | 下井草       | 517    | (35)     | 138  | 142 | 116    |
| 荻窪小    | 荻窪        | 304    | (6)      | 79   | 80  | 60     |
| 井荻小    | 井荻        | 179    | (2)      | 63   | 64  | 58     |
| 沓掛小    | 天沼・井荻     | 343    | (87)     | 97   | 98  | 78     |
| 高井戸小   | 高井戸       | 752    | (62)     | 212  | 217 | 120    |
| 高井戸第二小 | 宮前        | 602    | (30)     | 212  | 212 | 166    |
| 高井戸第三小 | 下高永福      | 619    | (6)      | 223  | 232 | 186    |
| 高井戸第四小 | 宮前        | 497    | (4)      | 129  | 129 | 88     |
| 松庵小    | 宮前        | 510    | (21)     | 182  | 187 | 165    |
| 浜田山小   | 下高永福・成田   | 569    | (4)      | 191  | 195 | 162    |
| 富士見丘小  | 宮前・高井戸    | 986    | (614)    | 108  | 115 | 91     |
| 大宮小    | 方南和泉・和田堀  | 359    | (7)      | 115  | 120 | 70     |
| 新泉小    | 方南和泉      | 370    | (1)      | 120  | 121 | 76     |
| 堀之内小   | 和田堀・高円寺   | 605    | (10)     | 195  | 201 | 112    |
| 和田小    | 和田堀       | 127    | (11)     | 62   | 64  | 44     |
| 方南小    | 方南和泉      | 499    | (12)     | 143  | 143 | 110    |
| 永福小    | 下高永福      | 585    | (6)      | 229  | 233 | 199    |
| 済美小    | 和田堀       | 353    | (14)     | 112  | 115 | 63     |
| 八成小    | 下井草       | 570    | (16)     | 214  | 221 | 206    |
| 三谷小    | 井荻        | 325    | (4)      | 99   | 102 | 93     |
| 松ノ木小   | 和田堀       | 203    | (3)      | 89   | 88  | 67     |
| 和泉小    | 方南和泉      | 293    | (4)      | 135  | 136 | 84     |
| 高井戸東小  | 下高永福・高井戸  | 499    | (5)      | 184  | 190 | 165    |
| 久我山小   | 宮前・高井戸    | 401    | (6)      | 99   | 105 | 77     |

| 学校名   | 民協地区       | 原簿登載者数 |          | 登録者数  |       | プラン提出数 |
|-------|------------|--------|----------|-------|-------|--------|
|       |            | 計      | 施設入所(内数) | 9月    | 6月    |        |
| 高円寺中  | 高円寺中央・高円寺  | 251    | (43)     | 65    | 69    | 52     |
| 高南中   | 和田堀        | 278    | (4)      | 38    | 39    | 32     |
| 杉森中   | 阿佐谷        | 193    | (2)      | 86    | 87    | 76     |
| 阿佐ヶ谷中 | 高円寺・阿佐谷    | 274    | (0)      | 109   | 108   | 96     |
| 東田中   | 成田         | 466    | (4)      | 131   | 135   | 111    |
| 松溪中   | 成田・荻窪      | 387    | (3)      | 116   | 118   | 101    |
| 天沼中   | 天沼・井荻      | 218    | (8)      | 76    | 77    | 69     |
| 東原中   | 阿佐谷・天沼・下井草 | 252    | (3)      | 111   | 113   | 106    |
| 中瀬中   | 下井草        | 234    | (2)      | 60    | 59    | 54     |
| 井荻中   | 井荻         | 183    | (19)     | 82    | 86    | 59     |
| 井草中   | 井荻         | 191    | (37)     | 55    | 58    | 52     |
| 荻窪中   | 井荻         | 371    | (2)      | 123   | 128   | 93     |
| 神明中   | 荻窪         | 221    | (1)      | 111   | 115   | 105    |
| 宮前中   | 宮前         | 207    | (16)     | 93    | 94    | 77     |
| 富士見丘中 | 宮前・高井戸     | 319    | (3)      | 105   | 108   | 74     |
| 高井戸中  | 下高永福・高井戸   | 283    | (2)      | 123   | 126   | 109    |
| 向陽中   | 下高永福       | 227    | (2)      | 98    | 102   | 90     |
| 松ノ木中  | 和田堀        | 123    | (0)      | 36    | 39    | 35     |
| 大宮中   | 和田堀        | 111    | (3)      | 30    | 31    | 18     |
| 泉南中   | 方南和泉       | 306    | (6)      | 95    | 95    | 48     |
| 和田中   | 和田堀        | 431    | (32)     | 133   | 137   | 81     |
| 和泉中   | 方南和泉       | 102    | (0)      | 43    | 45    | 13     |
| 西宮中   | 宮前         | 148    | (6)      | 59    | 61    | 57     |
| 合計    |            | 24,917 | (1,335)  | 8,303 | 8,520 | 6,703  |

登録者数増減: -217  
(新規50人 転居・死亡等267人)

| 民協地区  | 原簿登載者数 |          | 登録者数  |       | プラン提出数 |
|-------|--------|----------|-------|-------|--------|
|       | 計      | 施設入所(内数) | 9月    | 6月    |        |
| 方南和泉  | 1,722  | (27)     | 571   | 581   | 363    |
| 下高永福  | 2,058  | (13)     | 758   | 782   | 651    |
| 和田堀   | 2,435  | (85)     | 835   | 846   | 561    |
| 高円寺中央 | 902    | (5)      | 272   | 285   | 244    |
| 高円寺   | 1,618  | (53)     | 543   | 565   | 432    |
| 阿佐谷   | 1,633  | (44)     | 528   | 537   | 424    |
| 成田    | 1,857  | (14)     | 647   | 665   | 573    |
| 天沼    | 1,451  | (92)     | 488   | 494   | 384    |
| 荻窪    | 2,207  | (30)     | 756   | 777   | 645    |
| 下井草   | 1,647  | (54)     | 602   | 624   | 566    |
| 井荻    | 2,449  | (128)    | 864   | 885   | 722    |
| 宮前    | 2,462  | (74)     | 848   | 870   | 700    |
| 高井戸   | 2,476  | (716)    | 591   | 609   | 438    |
| 合計    | 24,917 | (1,335)  | 8,303 | 8,520 | 6,703  |

| 避難支援者 | 人数    | 割合    |
|-------|-------|-------|
|       | あり    | 649   |
| なし    | 6,054 | 90.3% |

# 杉並区立施設再編整備計画（第一期）（素案）

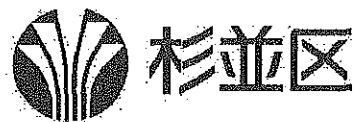
（平成 26～33 年度）

かんけい ちぶんぼつすい  
（関係する部分抜粋）

## 第一次実施プラン（中間のまとめ）

（平成 26～30 年度）

平成 25 年 9 月



## はじめに 区立施設整備の経緯と課題の背景

区では、昭和45年5月に策定した「杉並区長期行財政計画」の中で、地域を構成する大きな単位として7地域の標準生活圏域と、それを細分化した46地区の「近隣住区」の考え方を採用し、これを施設の規模や配置を定める際の基準としてきました。

当時は、区内の各地域で人口が増加しており、地域における生活環境整備を目的として、7地域に各1つの地域区民センターの設置が計画され、児童生徒の施設についても地域福祉向上の観点から学校や保育所、児童館の整備が行われました。特に、学校施設は昭和35年から昭和49年、その他の区立施設は昭和49年から平成12年にかけて多く整備されました。今後、これらの施設が築50年を越え、一般的な鉄筋コンクリート造建築物の耐久性等から、次々に更新時期を迎えることとなります。

現在、区は少子高齢化と人口減少の時代を迎えており、「近隣住区」の考え方を採用した当時と、区政をめぐる状況や区民ニーズは大きく変化しています。たとえば、学校施設は、少子化の影響による児童生徒数の減少に伴い、学級数が減り、学校によっては余裕教室が生じていることや、一部の学校では統合が実施され、学校数自体が減少しています。また、0歳から18歳までの児童を利用対象とする児童館は、その多くが併設する学童クラブの需要が伸びている一方、中・高校生の利用は極めて少ない実態があります。

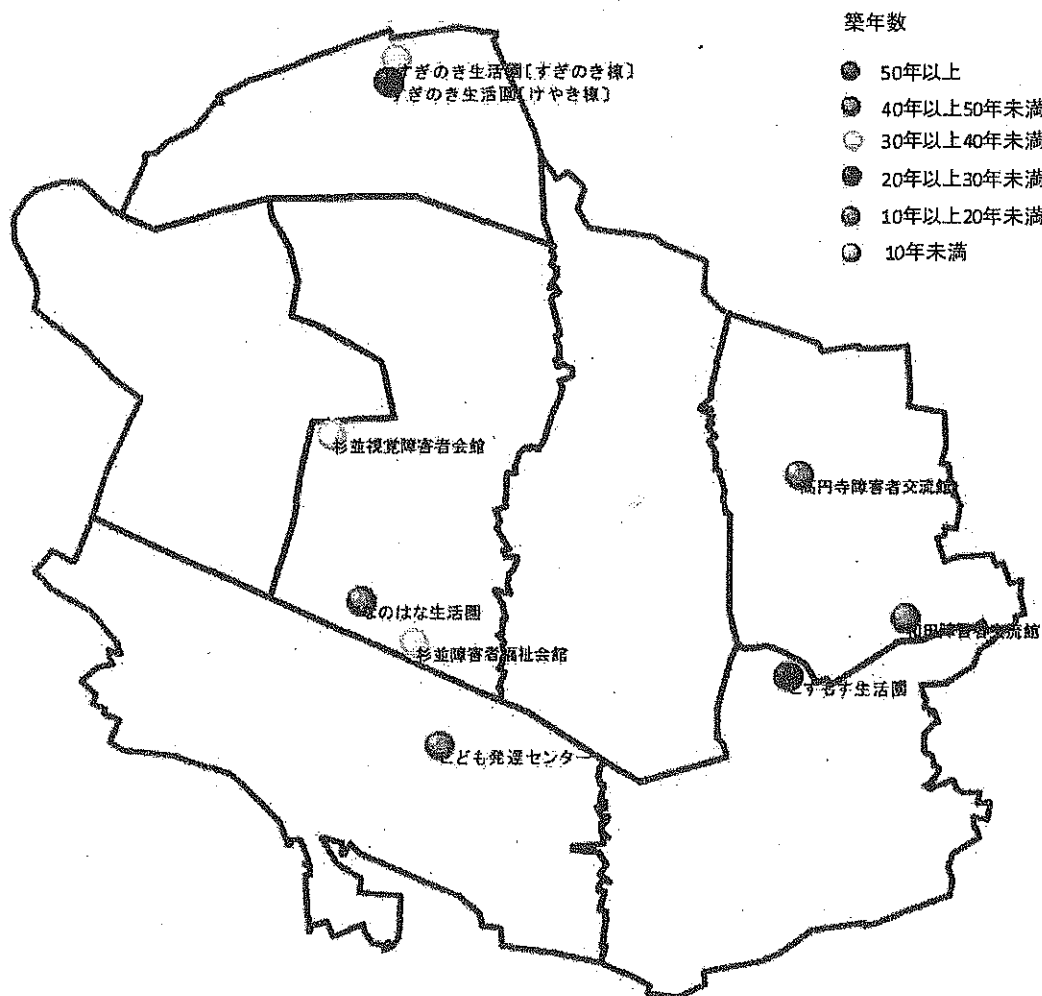
こうした時代の変化に応じて必要なサービスを継続的に提供し、持続可能な財政運営を行っていくために、平成24年3月に策定した「杉並区基本構想（10年ビジョン）」に基づき、「杉並区総合計画（10年プラン）」に区立施設の再編・整備の方針を打ち出し、「杉並区実行計画（3年プログラム）」の取組項目として掲げ、検討を行ってまいりました。

## (9) 障害者施設

### 【施設の概要】

| 設置目的   |     |           |
|--|-----|-----------|
| (障害者通所施設)<br>障害者総合支援法に基づく身体障害者・知的障害者の生活介護・自立訓練等や心身に障害のある児童の自立のために必要な相談・指導及び訓練の実施を目的として設置 |     |           |
| (障害者福祉会館等)<br>障害者福祉の増進を目的として設置   |     |           |
|  | 施設数 | 平均利用(稼働)率 |
| 通所施設等  | 4   | —         |
| 障害者福祉会館等   | 4   | —         |

### 【施設の配置】





### 【課題と再編整備の方向性】

通所施設については定員を超える通所希望があること、また将来的な需要の増加や障害者関係の法律改正の趣旨などを踏まえ、障害者（児）が地域で安心して生活できるための施設等を引き続き整備していく必要があります。

こうした需要増等に対応するため、今後の障害者（児）施設の整備については、民間事業者を中心として推進していきますが、再編によって生み出された施設や区有地を活用し、民間事業者に対して整備用地の確保などの支援を図っていきます。

### 【具体的な取組】

- 既存施設について、併設施設との調整等によりスペースの拡充を図り、利用者が増えている重度知的障害者通所施設の定員確保に努めます。
- 杉並清掃事務所方南支所の移転に合わせて、その跡地の障害者施設への転用を検討します。
- 再編整備によって新たに生み出された施設や用地を活用し、障害者（児）の地域生活を支援する施設やグループホーム等の整備を推進します。

じゅうどちてきおよびじゅうどしんたいしょうがいしゃぐるーほーむなどせいび  
重度知的及び重度身体障害者グループホーム等の整備について

じゅうどちてきおよびじゅうどしんたいしょうがいしゃちいきなかじりつせいかつ  
重度知的及び重度身体障害者が地域の中で自立して生活できるよう、重度障害者を対象とする  
ぐるーほーむを以下のとおり整備する。

せいびがいよう  
1 整備概要

じぎょうないよう  
(1) 事業内容

しょうがいしゃそうごうしえんほうだいらじじょうきてい きょうどうせいかつかいごおよびたんきにゆうしよじぎょう  
障害者総合支援法第5条に規定する共同生活介護及び短期入所事業

かいせつばしょ  
(2) 開設場所

すぎなみくしもいぐさよんちやうめ ぼん  
杉並区下井草四丁目30番

たてもなきぼ  
(3) 建物規模

てつきんこんくりーとづくりちじょう2かいだて  
鉄筋コンクリート造地上2階建て

ていんすう  
(4) 定員数

きょうどうせいかつかいご しんたいしょうがいしゃ6めい ちてきしょうがいしゃ9めい けい15めい  
共同生活介護：身体障害者6名、知的障害者9名 計15名

たんきにゆうしよじぎょう 2めい  
短期入所事業：2名

せいびしゅほう  
(5) 整備手法

しせつせいび うんえい じぎょうしゃ こうぼがたぶろぼーざるほうしき せんてい  
施設を整備・運営する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

く せんてい じぎょうしゃ とち かしつけ しせつせいび ひ ほじよ おこな  
区は、選定した事業者に土地の貸付けを行うとともに、施設整備費の補助を行う。

せんていじぎょうしゃ  
2 選定事業者

じぎょうしゃめい  
(1) 事業者名

しゃかいふくしほうじん ひとつぶ  
社会福祉法人 一粒

だいひょうしゃ  
(2) 代表者

りじちやう せき ひろと  
理事長 関 博人

しよざいち  
(3) 所在地

さいたまけんこうのすしかまづか ぼんち  
埼玉県鴻巣市鎌塚40番地1

おも じぎょうじっせき  
(4) 主な事業実績

じどうはつたつしえんじぎょう じっし ねん がつ くない 1 かしやうんえいかいし  
児童発達支援事業を実施 (25年5月から区内1か所運営開始)

きょうどうせいかつかいごじぎょう とがい 6 かしょ じっし  
共同生活介護事業を都外6か所で実施

せんていけいか  
(5) 選定経過

へいせい ねん 6 がつ ひ こうぼせつめいかいかいさい こうぼかいし  
平成25年 6月7日 公募説明会開催、公募開始

7 がつ 31 にち こうぼしよるいていしゆつしめきり じぎょうしゃおうぼ  
7月31日 公募書類提出締切 (2事業者応募)

8 がつ 8 がつ 1 ～ 23 にち せんていいいんかい しんさ じっし じぎょうしゃ せんてい  
8月1～23日 選定委員会で審査を実施し、事業者を選定。

こんご  
3 今後のスケジュール

へいせい ねん 1 がつ けんせつこうじちやっこう  
平成26年 1月 建設工事着工

7 がつ かいせつよてい  
7月 開設予定

## じゅうどちてきしょうがいしやつうしよしせつ せいび 重度知的障害者通所施設の整備について

じゅうどちてきしょうがいしやつうしよしせつ い か せいび ほうこく  
重度知的障害者通所施設を、以下のとおり整備することといたしましたので、報告します。

### 1 せいびがいよう 整備概要

#### (1) せいびしせつ 整備施設

しょうがいしやせんぼう い か ほう もと せいかつかいごじぎょうしよ ていいん めいていど  
障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく「生活介護事業所」（定員20名程度）。  
なお、定員については、支援の質を確保しつつ30名程度までの拡大を予定している。

#### (2) 施設利用対象者

こべつたいおう ひつよう じゅうどちてきしょうがいしやとう たいしやう  
個別対応が必要な重度知的障害者等を対象とする。

#### (3) 整備場所

あすなるさぎょうしよ ほうなん しよざい くしせつ かいぶぶん すぎなみく じんざい  
あすなる作業所（方南1-3-4）が所在する区施設の2階部分にある杉並区シルバー人材セ  
ンター方南分室（以下「方南分室」という。）を他施設に移転し、その跡地スペースを活用  
する。

#### (4) 整備手法

く ひつよう かいしゅう ふつうざいさん じぎょううんえいほうじん かしつけ おこな  
区が必要な改修をしたうえで、普通財産として事業運営法人に貸付を行う。

#### (5) 施設運営

しせつない れんけい きゅうしよくしつとう せつびへいよう しせつ ゆうこうかつよう こうりよ どうたてもの かい  
施設内の連携、給食室等の設備併用など施設の有効活用を考慮し、同建物1階のあすなる  
作業所の運営法人と同一法人が運営する。

こべつたいおう ひつよう りやうしやとう うけいれる ほう きてい はいちきじゅんいじやう じんいん  
また、個別対応が必要な利用者等を受入れることから、法に規定する配置基準以上の人員  
の確保が必要であるため、既存の運営費補助制度を拡充して対応する。

### 2 ほうなんぶんしつ いてん 方南分室の移転

こうれいしかかつどう しえん じっしじぎょうはんい こうれいしや かくしゅそうだん じぎょう げん  
高齢者活動支援センターにおける実施事業範囲に高齢者の各種相談事業があり、現に  
杉並区シルバー人材センターが高齢者就労相談を実施していること等を踏まえ、高齢者活動  
支援センター2階第3講座室へ移転する。

### 3 こんご 今後のスケジュール

|                       |                                       |
|-----------------------|---------------------------------------|
| へいせい ねん がつ<br>平成26年4月 | じんざい ほうなんぶんしつ いてん<br>シルバー人材センター方南分室移転 |
| がつ<br>5月              | かいしゅうこう じちやくしゅ<br>改修工事着手              |
| がつ<br>8月              | かいしゅうこう じしゆんこう<br>改修工事竣工              |
| がつ<br>9月              | つうしよしせつ かいせつ<br>通所施設開設                |

# サービス等利用計画の作成状況等について

障害者施策課

## 1. サービス等利用計画の作成状況等について

- 平成25年9月現在の計画作成件数（9月30日決定分まで）：522名  
（内訳）身体障害：85名 知的障害：160名 精神障害：261名  
障害児：16名

⇒全数（約2,600件）のうち、概ね20%の作成が終了。

- 区内の指定特定相談支援事業所の指定状況

平成25年10月1日現在：事業所数…19カ所

平成25年度中に新たに2カ所申請予定の事業所あり

- 区内指定特定相談支援事業所の従業者数

平成25年10月1日現在：36名（うち専従13名 兼務23名）

## 2. サービス等利用計画の拡大に向けた取組について

- 区内の指定特定相談支援事業所職員向け研修の実施

⇒これまでに2回実施。内容は以下のとおり。

第1回（7/18）：視覚障害のある方の生活・サービス利用について

第2回（9/30）：身体障害者向けの制度・サービスの概要について

⇒今年度中にさらに3回実施予定。

- 対象者への案内通知等、利用者にとってさらにわかりやすい情報提供

## 3. 区内指定特定相談支援事業所との意見交換会の実施

- 平成26年度中の計画全件作成に向け、計画を作成する区内の指定特定相談支援事業所から、現在の各事業所における作成状況と、今後の拡大に向けた課題等について幅広くご意見をいただく場を設定。

- 9月13日（金）に実施し、区内13事業所から計16名の職員が参加。

# 杉並区の障害者虐待防止に関する取り組み状況について

## 1 通報後の対応状況（平成24年10月1日～平成25年9月30日）

①通報・相談件数 43件

②事実確認調査数 26件（立ち入り調査1件含む）

③虐待確認数 8件

④②の対応状況（緊急分離0、新たなサービス等調整中6、関係機関への引き継ぎ12、経過観察4、対応不要4）

## 2 通報・相談件数の内訳

以下の件数は虐待が疑われる段階や事実確認ができない場合も含んでいる。

| 通報等の件数（ケース数）         |     |    |           |         |      |        | 43件 |
|----------------------|-----|----|-----------|---------|------|--------|-----|
| 通報・相談者内訳<br>(複数通報あり) | 本人  | 家族 | 近隣        | 相談支援専門員 | 関係機関 | 知人     | その他 |
|                      | 15  | 4  | 3         | 5       | 15   | 4      | 1   |
| 虐待の種別                | 養護者 |    | 障害者福祉従事者等 |         | 使用者  | その他    |     |
|                      | 24  |    | 9         |         | 2    | 8      |     |
| 虐待の種類<br>(重複あり)      | 身体的 | 性的 | 心理的       | 放棄・放任   | 経済的  |        |     |
|                      | 23  | 4  | 27        | 6       | 6    |        |     |
| 障害別<br>(重複あり)        | 身体  | 知的 | 精神        | 高次脳     | 発達   | その他    |     |
|                      | 13  | 16 | 13        | 2       | 3    | 7(高齢者) |     |

## 3 障害者虐待ケース検討会について

25年度はおおむね月1回関係機関の職員とともに事例検討会を実施する。隔月で精神科医・弁護士のスーパーバイザーを依頼し、前期には8事例の検討を行い、専門的な助言を受けている。

## 4 普及啓発について

(1) 10月22日 居宅介護・移動サービス事業者向け研修 「これって虐待？虐待の芽？」を実施（参加者53名）。

(2) 障害者虐待防止のパンフレットとグッズ（クリアファイル）約2500部をイベント等で配布予定。

第3期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値について(平成24～平成26年度)

1 サービス見込み量

(1) 障害福祉サービス

| サービス名            | 計画(見込み量)          |                   |                   |                   | 実績                |      |      |  |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------|------|--|
|                  | 24年度              | 25年度              | 26年度              | 24年度              | 25年度              | 26年度 | 26年度 |  |
|                  | 10月               | 3月                | 10月               | 10月               | 3月                | 10月  | 3月   |  |
| <b>○訪問系サービス</b>  |                   |                   |                   |                   |                   |      |      |  |
| 居宅介護(身体介護)       | 281人<br>3,855時間   | 292人<br>4,125時間   | 304人<br>4,414時間   | 236人<br>3,500時間   | 234人<br>3,182時間   |      |      |  |
| 居宅介護(家事援助)       | 217人<br>1,872時間   | 226人<br>2,003時間   | 235人<br>2,143時間   | 188人<br>1,574時間   | 186人<br>1,475時間   |      |      |  |
| 重度訪問介護           | 39人<br>9,793時間    | 41人<br>10,295時間   | 43人<br>10,797時間   | 41人<br>11,303時間   | 37人<br>12,597時間   |      |      |  |
| 行動援護             | 9人<br>309時間       | 10人<br>340時間      | 11人<br>374時間      | 9人<br>356時間       | 10人<br>407時間      |      |      |  |
| 同行援護             | 167人<br>3,264時間   | 172人<br>3,427時間   | 177人<br>3,599時間   | 103人<br>2,432時間   | 98人<br>2,079時間    |      |      |  |
| 重度障害者等包括支援       | 0人<br>0時間         | 0人<br>0時間         | 0人<br>0時間         | 0人<br>0時間         | 0人<br>0時間         |      |      |  |
| 訪問系サービス計         | 713人<br>19,093時間  | 741人<br>20,190時間  | 770人<br>21,327時間  | 577人<br>19,165時間  | 565人<br>19,740時間  |      |      |  |
| <b>○日中活動サービス</b> |                   |                   |                   |                   |                   |      |      |  |
| 生活介護             | 635人<br>12,002人日分 | 655人<br>12,380人日分 | 670人<br>12,587人日分 | 661人<br>13,675人日分 | 660人<br>12,690人日分 |      |      |  |
| 自立訓練(機能訓練)       | 3人<br>51人日分       | 4人<br>68人日分       | 5人<br>85人日分       | 3人<br>53人日分       | 3人<br>34人日分       |      |      |  |
| 自立訓練(生活訓練)       | 13人<br>337人日分     | 14人<br>356人日分     | 14人<br>356人日分     | 25人<br>381人日分     | 24人<br>343人日分     |      |      |  |
| 就労移行支援           | 81人<br>1,453人日分   | 87人<br>1,559人日分   | 94人<br>1,682人日分   | 95人<br>1,787人日分   | 92人<br>1,557人日分   |      |      |  |
| 就労継続支援(A型)       | 9人<br>159人日分      | 15人<br>266人日分     | 20人<br>354人日分     | 12人<br>208人日分     | 13人<br>189人日分     |      |      |  |
| 就労継続支援(B型)       | 754人<br>10,657人日分 | 777人<br>10,997人日分 | 795人<br>11,236人日分 | 770人<br>11,557人日分 | 788人<br>10,785人日分 |      |      |  |
| 療養介護             | 36人<br>36人日分      | 36人<br>36人日分      | 36人<br>36人日分      | 36人<br>36人日分      | 37人<br>37人日分      |      |      |  |
| 通所系サービス計(利用者数)   | 1,531人            | 1,588人            | 1,634人            | 1,608人            | 1,617人            |      |      |  |
| 短期入所             | 155人<br>682人日分    | 160人<br>734人日分    | 165人<br>786人日分    | 169人<br>659人日分    | 150人<br>694人日分    |      |      |  |
| <b>○居住系サービス</b>  |                   |                   |                   |                   |                   |      |      |  |
| 共同生活援助(グループホーム)  | 52人<br>172人       | 52人<br>192人       | 52人<br>223人       | 52人<br>173人       | 51人<br>173人       |      |      |  |
| 施設入所支援           | 288人              | 286人              | 284人              | 299人              | 302人              |      |      |  |
| <b>○計画相談</b>     |                   |                   |                   |                   |                   |      |      |  |
| 計画相談支援           | 72人               | 199人              | 430人              | 45人               | 98人               |      |      |  |
| 地域移行支援           | 15人               | 28人               | 29人               | 2人                | 2人                |      |      |  |
| 地域定着支援           | 5人                | 10人               | 10人               | 0人                | 0人                |      |      |  |

(2) 地域生活支援事業

| サービス名                          | (単位)     | 第3期障害福祉計画 |          |          | 利用実績     |          |       |       |       |       |
|--------------------------------|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|-------|-------|-------|-------|
|                                |          | 平成        | 平成       | 平成       | 平成24年    | 平成25年    | 平成25年 | 平成26年 | 平成26年 | 平成27年 |
|                                |          | 24年度      | 25年度     | 26年度     | 10月      | 3月       | 10月   | 3月    | 10月   | 3月    |
| <b>(1) 相談支援事業</b>              |          |           |          |          |          |          |       |       |       |       |
| ① 障害者相談支援事業所 (設置数)             | (設置数)    | 7ヶ所       | 3ヶ所      | 3ヶ所      | 7ヶ所      | 7ヶ所      |       |       |       |       |
| ② 基幹相談支援センター (設置数)             | (設置数)    | —         | 1ヶ所      | 1ヶ所      | —        | —        |       |       |       |       |
| ③ 相談支援機能強化事業 (実施の有無)           | (実施の有無)  | 有         | 有        | 有        | 有        | 有        |       |       |       |       |
| ④ 住宅入居等支援事業 (実施の有無)            | (実施の有無)  | 有         | 有        | 有        | 有        | 有        |       |       |       |       |
| (2) 成年後見制度利用支援事業 (実施の有無)       | (実施の有無)  | 有         | 有        | 有        | 有        | 有        |       |       |       |       |
| <b>(3) コミュニケーション支援</b>         |          |           |          |          |          |          |       |       |       |       |
| ① 手話通訳者派遣 (月間派遣回数)             | (月間派遣回数) | 50回       | 55回      | 60回      | 42回      | 61回      |       |       |       |       |
| ② 要約筆記者派遣 (月間派遣回数)             | (月間派遣回数) | 6回        | 7回       | 8回       | 9回       | 9回       |       |       |       |       |
| <b>(4) 日常生活用具給付</b>            |          |           |          |          |          |          |       |       |       |       |
| ① 介護訓練支援用具 (年間件数)              | (年間件数)   | 28件       | 30件      | 31件      | 27件      |          |       |       |       |       |
| ② 自立生活支援用具 (年間件数)              | (年間件数)   | 72件       | 72件      | 73件      | 90件      |          |       |       |       |       |
| ③ 住宅療養等支援用具 (年間件数)             | (年間件数)   | 57件       | 59件      | 61件      | 81件      |          |       |       |       |       |
| ④ 情報・意思疎通支援用具 (年間件数)           | (年間件数)   | 120件      | 122件     | 124件     | 129件     |          |       |       |       |       |
| ⑤ 排泄管理支援用具 ※ (年間件数)            | (年間件数)   | 5,962件    | 5,966件   | 5,970件   | 6,449件   |          |       |       |       |       |
| ⑥ 住宅改修費 (年間件数)                 | (年間件数)   | 27件       | 28件      | 29件      | 35件      |          |       |       |       |       |
| (5) 移動支援事業 (月間利用者数)            | (月間利用者数) | 572人      | 592人     | 615人     | 592人     | 590人     |       |       |       |       |
| (月間利用時間)                       | (月間利用時間) | 10,582時間  | 11,129時間 | 11,746時間 | 11,113時間 | 11,015時間 |       |       |       |       |
| (6) 地域活動支援センター (月間利用者数)        | (月間利用者数) | 90人       | 95人      | 185人     | 80人      | 97人      |       |       |       |       |
| (施設数)                          | (施設数)    | 2ヶ所       | 2ヶ所      | 4ヶ所      | 2ヶ所      | 2ヶ所      |       |       |       |       |
| (7) 盲人ホーム (月間利用者数)             | (月間利用者数) | 11人       | 11人      | 11人      | 11人      | 11人      |       |       |       |       |
| (8) 訪問入浴サービス (月間利用者数)          | (月間利用者数) | 80人       | 81人      | 82人      | 54人      | 64人      |       |       |       |       |
| (月間利用回数)                       | (月間利用回数) | 240回      | 243回     | 246回     | 198回     | 201回     |       |       |       |       |
| (9) 日中一時支援事業 (月間利用者数)          | (月間利用者数) | 80人       | 85人      | 90人      | 45人      | 33人      |       |       |       |       |
| (月間利用日数)                       | (月間利用日数) | 83人日分     | 88人日分    | 93人日分    | 30.5人日分  | 39.8人日分  |       |       |       |       |
| (10) 生活サポート (月間利用者数)           | (月間利用者数) | 3人        | 3人       | 3人       | 0人       | 0人       |       |       |       |       |
| (月間利用時間)                       | (月間利用時間) | 30時間      | 30時間     | 30時間     | 0時間      | 0時間      |       |       |       |       |
| <b>(11) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付</b> |          |           |          |          |          |          |       |       |       |       |
| ① 更生訓練費給付事業 (月間利用者数)           | (月間利用者数) | —         | —        | —        | —        | —        |       |       |       |       |
| ② 施設入所者就職支度金給付事業 (年間利用者数)      | (年間利用者数) | —         | —        | —        | —        | —        |       |       |       |       |
| <b>(12) 生活支援事業</b>             |          |           |          |          |          |          |       |       |       |       |
| ① 日常生活に関する講座 (年間件数)            | (年間件数)   | 25件       | 25件      | 25件      | 24件      |          |       |       |       |       |
| ② 本人活動の交流会等 (年間件数)             | (年間件数)   | 60件       | 60件      | 60件      | 62件      |          |       |       |       |       |
| <b>(13) 社会参加促進事業</b>           |          |           |          |          |          |          |       |       |       |       |
| ① スポーツ・芸術文化催し等 (年間件数)          | (年間件数)   | 150件      | 150件     | 150件     | 152件     |          |       |       |       |       |
| ② 自動車運転免許取得助成 (年間利用者数)         | (年間利用者数) | 7人        | 7人       | 7人       | 5人       |          |       |       |       |       |
| ③ 自動車改造費助成 (年間利用者数)            | (年間利用者数) | 7人        | 7人       | 7人       | 3人       |          |       |       |       |       |

※ 日帰りショートの日間利用日数は、日数換算した数値を示しています。

### (3) 地域移行

#### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

|          | 実績     | 計画数値   |        |        | 実績     |        |        |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 地域移行者数   | 7人     | 12人    | 12人    | 15人    | 11人    |        |        |
| 累計       | —      | (12人)  | (24人)  | (39人)  | (11人)  |        |        |
| 施設入所者数※  | 294人   | 288人   | 286人   | 284人   | 297人   |        |        |
| 都外施設入所者数 | 139人   | 131人   | 129人   | 128人   | 139人   |        |        |
| 構成比      | 47.3%  | 45.5%  | 45.1%  | 45.1%  | 46.8%  |        |        |

※施設入所者数には、通勤寮の利用者数を含みません。

※平成24年度以降の施設入所者数には、「継続入所者」を含みません。

継続入所者：整備法による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引続き入所している者

入所施設からの地域移行者数を平成24年度から平成26年度までの累計で39人とし、計画期間では平成24・25年度各12人、平成26年度15人を地域移行者数の目標とします。

また、施設入所者数は、平成26年度末で、284人とし、都外施設入所を平成26年度末で128人（構成比44.9%）を目標とします。

#### ② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

|              | 実績     | 計画数値   |        |        | 実績     |        |        |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|              | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 精神障害者の地域移行者数 | 5人     | 3人     | 4人     | 4人     | 2人     |        |        |
| 累計           | —      | (3人)   | (7人)   | (11人)  | (2人)   |        |        |

入院中の精神障害者の地域移行者数は、平成24年度を3名、平成25・26年度各4名を目標とします。病院との協力体制を強化し、平成26年度までの累計11人を目指します。

#### ③ 福祉施設からの一般就労者数

|      | 実績     | 計画数値   |        |        | 実績     |        |        |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|      | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 就職者数 | 24人    | 50人    | 50人    | 50人    | 30人    |        |        |
| 累計   | —      | (50人)  | (100人) | (150人) | (30人)  |        |        |

※平成24年度より、障害者雇用支援事業団は就労移行支援事業へ移行したため、福祉施設として含みます。

福祉施設からの一般就労については、障害者雇用支援事業団が平成24年度より就労移行支援事業へ移行し、福祉施設として含むため、110人を計画期間の各年度の目標とします。



1 調査の実施について

(1) 調査実施期間

平成25年7月1日～7月19日

(2) 調査対象者等

- ・愛の手帳所持者 2,105名 (25.6.24現在)
- ・施設、GH・CH、入院、不明等数 522名
- ・実対象者数 1,583名
- ・アンケート回答数 957名 (25.9.20現在)
- ・回収率 60.5%

2 調査内容に対する判定の考え方

(1) 孤立化危険性の分類

- A かなり危険性が高い世帯（訪問は必須の世帯）
- B ある程度危険性があると考えられる世帯（電話連絡等で状況を確認し、必要に応じて訪問する世帯）
- C 危険性は低い、ないとは言いきれない世帯（封書等で衣食住の注意喚起する世帯）
- D 現状ほぼ、危険性はないと判断される世帯（現状を見守る世帯）

(2) 判定基準の考え方

- I 障害福祉サービス、児童通所サービス等を定期的に受給されている方（ショートステイは除く）は、原則Dと判断する。
- II 3人以上の世帯のうち、要援護が1人（50歳以下）の場合には、原則Dと判断する。
- III 2人暮らし世帯及び3人以上の世帯で手帳所持者2名以上並びに手帳所持者50歳以上の世帯で緊急時対応が可能な方は原則Cを、一部可能な方は原則Bを、不可能な方は原則Aと判断する。（この項目IIIについて、ひとり暮らしは除外）
- IV ひとり暮らしについては、危険性がないと判断しにくい、調査の記載状況（日中活動の状況）に応じて判断する。

3 調査内容を受けて

回答数 957名

|    |    |     |    |     |        |     |     |      |
|----|----|-----|----|-----|--------|-----|-----|------|
| 内訳 | 訪問 | 26名 | 電話 | 31名 | 確認（電話） | 35名 | 非対応 | 865名 |
|----|----|-----|----|-----|--------|-----|-----|------|

非回答数 626名

4 今後の対応

- (1) 訪問対象者26名は、福祉事務所と協議のうえ、10月中に実施する。電話・確認対象者計66名は障害者施策課で対応し、必要により福祉事務所に引き継ぐ。
- (2) 非対応者865名のうち、訪問を希望しない205名については、記載内容を精査し、必要に応じて電話等で対応する。現在精査中。
- (3) 非回答者626名については、障害福祉サービス等受給の有無を確認し、受給していない者への対応を検討する。342名はサービス受給者等残284名については、再調査の方向で準備を進めている。